

日本仏教の朝鮮開教と朝鮮仏教の近代化

——日本仏教の流入と寺刹令（1911年）の影響を中心に——

上別府 正信*

The Propagation of Japanese Buddhism in *Chosŏn* (*Chōsen*) and the Modernization of *Chosŏn* Buddhism: Focusing on the Introduction of Japanese Buddhism and the Influence of the Temple Ordinance of 1911

KAMIBEPPU Masanobu

This study is an attempt to reveal the modernization of Buddhism faced by *Chosŏn* (*Chōsen*) Buddhism in the modern era, by examining the missionary activities of Japanese Buddhism in *Chosŏn* into *Chōsen*, and also identify the role and meaning of Buddhism in Imperial Japan's governing policy. As the number of Japanese residents increased with the port opening of *Chosŏn*, Japanese Buddhist orders (*shū*) including Japan's *Shinshū Ōtani-ha* as the first group, *Nichiren-shū*, *Sōtō-shū*, and other *shū* also participated in opening of Japanese Buddhism in *Chosŏn*. Faced with the modernity of Japanese Buddhism, *Chosŏn* Buddhism actively attempted to introduce Japanese monk training programs and modern operation of the religious order. However, *Chosŏn* Buddhism, which had been weakening through the *Chosŏn* era, had neither the ability nor the time to achieve independent modernization under the overwhelming influence of Japanese Buddhism. Gradually, each temple of *Chosŏn* Buddhism came under the protection of each sect of Japanese Buddhism. However, the Governor-General of *Chōsen* did not want *Chosŏn* Buddhism to be divided into sects of Japanese Buddhism. For this reason, the Governor-General of *Chōsen* announced that it would manage and govern *Chosŏn* Buddhism as a unit by enforcing related laws such as the Temple Ordinance of 1911. In this historical process, *Chosŏn* Buddhism caused a fierce conflict within their organization, and the Temple Ordinance of 1911 and other related laws created various problems for the religious legal system. It has had a negative impact not only during the Imperial Japanese rule era, but also during the US military government occupation era and even in this modern Korea.

* 中央大学政策文化総合研究所客員研究員

Visiting Researcher, The Institute of Policy and Cultural Studies, Chuo University

キーワード：朝鮮仏教，朝鮮開教，寺刹令，真宗大谷派，日蓮宗，曹洞宗

Key Words：Chosŏn (Chōsen) Buddhism, The Missionary Activities of Japanese Buddhism in Chosŏn, the Temple Ordinance of 1911, Shinshū Ōtani-ha, Nichiren-shū, Sōtō-shū

1. はじめに——前近代までの朝鮮仏教

本研究は朝鮮の開国にともない朝鮮へ日本仏教が流入していく過程で、日本仏教による朝鮮開教がどのように行われたのかについて詳細に検討することで、朝鮮仏教が直面した仏教の近代化、さらに歴史的变化を明らかにすると同時に、日本の統治政策における仏教の役割とその意味を明らかにしようとする試みである。

朝鮮、日本とも仏教は基層思想として国の統治から民衆の生活まで歴史的に非常に大きな役割を果たしてきたことは間違いない。しかし、近代へ突入する前段階において、その朝鮮と日本の仏教は大きく異なる状況におかれていた。江戸幕府が仏教を事実上の国教としていたのに対して、朝鮮は崇儒排仏政策をとっていたため仏教は極めて厳しい状況に陥っていたのである。

朝鮮半島における仏教は、372年に高句麗の小獸林王が中国から伝来してきた仏経と仏典を受け入れることで始まった。三国時代（高句麗・百済・新羅）は国家の庇護を受けながら大きな発展を成し遂げ、統一新羅時代や高麗時代の仏教は主流の精神文化であるとともに、護国仏教として国家運営に不可欠な役割を果たし、国教として文化的・政治的な全盛を極めていた。しかし、高麗時代の末期になると政治的・経済的な不祥腐敗の温床となり、仏教は邪教と同一視されるに至った。こうした仏教の腐敗は儒者からの排仏論を引き起こすことになる。

高麗を倒し、朝鮮を建国した李成桂は儒教勢力を基盤とした国家運営を行うために基本的に仏教抑圧・排斥政策をとった。これは旧権力の下で強大な権力と財力をもっていた仏教を統制し権力を移行し国家財政を安定化するための実利のある政策でもあった。そして、この仏教抑圧・排斥政策は宗派の強制的な統合、僧科制度の廃止、僧尼の漢城へ入城禁止、僧尼の還俗令などによって、仏僧の身分が下僕などとともに八賤民の一つにまで墮ちるまでの過酷なものであった。このように朝鮮時代には時代によって若干の差はあるものの、基本的には仏教抑圧・排斥政策、さらに詳細に述べるならば崇儒排仏政策がとられたため仏教の伝統は大きく毀損されることとなった。

しかし、その一方で、仏教は儒教の倫理・秩序の外にいた女性や民衆といった祈福的傾向が強い社会的な弱者の需要を受けとめ、民衆と結びついた仏教として、その命脈を保つこととなった。こうして、朝鮮仏教はこれまでの政治と非常に強く結びついていた護国仏

教的な性格とは異なり、民衆と結びついた仏教として、山林仏教・隠遁仏教・教禅兼修・家内（内堂・内房）仏教という性格をもつようになったのであった。

こうした、状況に大きな変化をもたらしたのが、近代国家として歩み始めた日本という外部からの干渉であった。1875年（明治8年）に水路測量を終え、飲料水の補給を口実に江華島に接近した日本の軍艦雲揚号が砲撃を受けたことに端を発するいわゆる雲揚号事件が発生した。日本は直ちに黒田清隆を全権大使、井上馨を副使として軍艦数隻とともに朝鮮に送り、翌1876年（明治9年）に日朝修好条規（江華島条約）を調印させた。これにより、日本は朝鮮に治外法権をともなった釜山、元山、仁川の開港、日本の商品無関税、貨幣流通権、居留民の治外法権などを認めさせた。この一連の事件は武力を背景とした砲艦外交と呼べるものであり、これは米国のペリー提督が率いる「黒船」四隻が東京湾に現れ、日本開港を求め威嚇し、不平等条約を締結させられた当時の弱肉強食の国際社会の状況を、日本が朝鮮に対して行ったものであった。これによって、朝鮮は日本の政治的・経済的・軍事的な影響を受けることになった。一方で、日本との交流を通して、近代的な西洋文物との接触、日本の精神文化などの流入、つまり、日本を通して基督教（プロテスタント）との接触¹⁾、日本の仏教各派の朝鮮開教などが開始されるようになった。

2. 朝鮮の開国と日本仏教による開教

2.1 真宗大谷派による朝鮮開教

1877年に釜山、1880年に元山、1883年に仁川に朝鮮開港がなされると朝鮮国内に多くの日本人が経済活動などのため流入してくることになった。これにともない日本の仏教各派も朝鮮での宗教活動を活発化していく。

欧米列強が、植民地侵奪に基督教宣教師を先行させ、近代文明の力と西洋的な価値観を植民地へ浸透させていったように日本も宗教の重要性を理解していた。日本の国内では欧米列強の精神的支柱である基督教にならって神道（ここでは、神社）にその役割を担わせる政策をとり、朝鮮においては仏教によって日本の精神的・文化的な浸透を図っていく政策をとった。日本が朝鮮において仏教にその役割を担当させた理由は、神道では教理・組織の点でも実力不足であり、新興宗教・基督教では危険であったということと、韓日の共通の精神的基盤として長く仏教があったということがあったと考えられる²⁾。

特に仏教の中で、尖兵に選ばれたのが真宗大谷派（東）本願寺であった。大谷派本願寺朝鮮開教監督部は『朝鮮開教五十年誌』に次のように記述している。

我本願寺はたとへ政教は分離すると雖も、宗教は即ち政治と相まち相補けて以て國

運の進展と發揚と國民の活動を企圖すべきことを心情としてゐた。明治政府が維新の大業を完成ししばらく支那、朝鮮等の諸外國に向かつて發展をはかるに當つて、本願寺も亦、北海道の開拓をはじめ支那、朝鮮の開教を計畫したのである。… (中略) …

恰も明治十年時の内務大久保利通氏は、外務卿寺島宗則氏と共に本願寺管長嚴如上人に書を呈して朝鮮開教のことを懇請し且つ依頼したのであつた。直ちに本願寺に於いては第一次開教に功勞ある淨信の裔奥村圓心及平野惠粹兩師を拔擢して釜山に別院を建設すべきことを命じたのである。

ここに注意すべきことは大久保内務等國家の要路の人々が朝鮮開教について獨り我本願寺を指摘したことである。我本願寺はさきに淨信の釜山に高德寺を建設するあり、續いて徳川時代には朝鮮の使節が來朝する度に東京淺草本願寺を旅宿として滞在をした等、特殊の關係があつたのである。代々の淺草輪番は極めて公平な教家としての立場から彼等朝鮮の使節を保護し、且つ便宜を與へたのであつた。故に朝鮮側に於ても不尠本願寺を徳としてゐたこと等の朝鮮との因縁がその開教にあたり、國家の要路をして本願寺を指摘するに至らしめたものであらう³⁾。

このように、真宗大谷派は朝鮮に対する布教の実績と江戸時代からの少なからぬ因縁とを知っていた政府高官により、命を受けたのではないかと述べている。

しかし、真宗大谷派のこのような朝鮮での開教を積極的に推進した理由は、幕末期に本派(西)本願寺とは逆に尊皇攘夷を目指す討幕派より幕府側の佐幕派の支援に傾倒していたため、新たに権力の座に着いた新政府に対して恭順と忠誠を見せる必要があつたこと、護国護法論に立つ國家主義とその実践に対する信任があつたことなどの真宗大谷派が置かれていた複雑な事情があつたことが影響していたと考えられる⁴⁾。

この時期、日本の仏教各宗・各派は、神仏分離令(神仏判然令)、社寺領上知令、宗門改め寺請制廃止などの新政府による神道(神社)を重視することを目的とした神祇官再興、祭政一致などの新たな宗教政策のために大打撃を受けていた。しかし、この宗教政策は直ぐに行き詰まり、真宗各派が大教院を離脱したことをきっかけに大教院が解散(1875年)し、日本の神道(神社)中心の祭政一致の宗教政策が挫折し、信教自由の導入が認められ仏教勢力を懐柔しながら取り込むようになったという時期であり、宗教政策が非常に複雑なパワーバランスの中で動いていた。こういった状況からも、新政府に取り入ろうとする姿勢は多くの仏教団体に見られる傾向であつた。特に真宗大谷派が北海道の開拓、中国、朝鮮への海外布教をいち早く展開し、殖産興業、国威宣揚路線を積極的に推進していったことは、他宗派とは異なる真宗大谷派のさらに複雑な政治的状況と無関係ではな

かった。

1877年（明治10年）8月に新政府から朝鮮開教を命じられた真宗大谷派は、1877年（明治10年）9月に奥村円心と平野恵粹を釜山に送り、10月には官舎の一部を永代借受して布教を開始し、翌年12月には拡張修繕して本願寺釜山別院と称し、奥村円心が第一期輪番（住職）に就任した⁵⁾。また、布教においても、綿密に準備を整える体制をとった。『朝鮮開教五十年誌』には次のように記述されている。

朝鮮同胞に教を説くには鮮語を解すると共に、第一の必要条件は同胞の気持ちを十分了解することである。従って朝鮮開教の開教使は突然内地から飛出してきた者より、朝鮮に長く居た者の方がよい、更に少年の頃よりその目的の為に朝鮮で教養されたものなら一層良いであろう⁶⁾。

このような理由から、奥村円心は1879年（明治12年）釜山に朝鮮語学舎を創設して京都本山からの留学生には朝鮮語や仏教学を学ばせ後の布教拡大に備えた⁷⁾。また、後には居留民子弟のための小学校教育、中等教育程度の補習教育、幼稚園などの教育事業なども行った。日清戦争（甲午戦争）後には日語を学習したいという朝鮮人が増えたため日語学校も創設した⁸⁾。この他にも、1877年（明治10年）には釜山に貧民救助、行路病者の救護・救済を目的とした釜山教社を設立して社会事業にも乗り出した⁹⁾。

真宗大谷派の朝鮮における開教開始1877年から1906年までに、13の別院・布教所・出張所を開き、第三次日韓協約（丁未七条約）が締結された1907年には7、1908年には11、1909年には10、韓日併合がなされた1910年には、一気に13の別院・布教所が開設された。こうした真宗大谷派の積極的な布教によって、1877年から1920年までの間に朝鮮における真宗大谷派の別院、布教所、出張所は朝鮮全土に65を数えるまでに広がった¹⁰⁾。

また、日本の政府と協調しながら朝鮮での布教を開始した真宗大谷派は日本政府と歩調を合わせ金玉均らの開化派を支援するなど政治的にも朝鮮に大きな影響を与えた。開化派も大きくかかわった1882年（明治15年）に起きた壬午事変を契機に、日本は日本人の安全確保、治安維持という理由で韓半島に軍を送り、宗主国であった清国も韓半島に軍を展開した。朝鮮における清国の影響力を排除したい日本と清の対立は決定的となり、1894年（明治27年）に日清戦争が勃発した。翌1895年（明治28年）には日本が清国に勝利し下関条約を締結した。この条約により日本は清国に朝鮮が自主独立国であることを認めさせ、1894年（明治30年）には清国の冊封体制からの離脱を表す意味から国号を大韓帝国とした。

その後、日本の韓半島における干渉はさらに強くなり、1904年（明治37年）の第一次日韓協約により、朝鮮の財政と外交の顧問に日本の推薦者を置くことを定め、1905年（明治38年）には第二次日韓協約（乙巳保護条約）により韓国の外交権は日本へ譲渡され、翌年には日本は統監府を置いて韓国を保護国化した。1907年（明治40年）の第三次日韓協約（丁未七条約）によって外交から内政に至るまでのあらゆる面で日本の干渉を受けることとなり、大韓帝国は完全に日本の統治下に組み込まれた。

1906年（明治39年）11月には、統監府によって、統監府令第四十五号「宗教の宣布に関する規則」が発せられた。本則6条項に附則2条項の非常に短いものであるが、第1条では、帝国の神道・佛教その他の宗教に関する教宗派として布教に従事しようとする場合、第2条では、帝国の臣民として布教に従事する場合においては、布教方法や履歴書などを提出して統監の認可を受けなければならないことが定められた。第3条では、宗教の用途で提供するための寺院・堂宇・會堂・説教所又は講義所類を設立しようとするときは教・宗派の管理者又は前條の布教者は名称及び所在地、宗教の名称、管理及び維持方法などについて所在地所轄の理事官の認可を受けなければならないことを規定した。第4条では、教宗派の管理者又は第2条の布教者その他、帝国臣民として韓国寺院管理の委嘱に応えようとするときは、必要な書類を添付し、その社員所在地の所轄理事官を経由して統監の認可を受けなければならない。第5条、第6条では上記条項の規定による届出内容に変更があった場合は再度、認可、届出をしなければならないことが定められていた。

特に第4条は、朝鮮寺院の管理を望む日本仏教団体に対して、その手続きを明確にしたという点で重要であった。この時期、朝鮮寺院が寺院管理を日本の仏教団体に移行しようとする動きには、1907年に韓国内閣が解散されたために各地で活発化した義兵運動の影響があった。近代的な武装をもつ日本軍に対して劣勢であった義兵が山中の寺院を抗日軍運動の根拠地としたため山中の寺院が戦場となることが増えた。またこの義兵に名を借りて、仏堂を荒らし、物資を略奪する者も現れたため僧侶も寺院を放棄せざるをえず、無住の寺院が発生、さらには寺刹や僧侶からの借金証書を焼却したり、寺刹の土田まで盗むものが現れたりしたため寺院の荒廃が進んだ。高橋亨は『李朝仏教』において、この時の寺院の荒廃の状況を「壬申役ノ日本兵ノ荒掠ト相並ビテ朝鮮寺刹ノ二大災厄」と表現している。こうした状況下において、相当数の朝鮮寺刹が日本仏教の宗派の末寺として隷属化することで戦火を逃れようとしたという側面もあったのである¹¹⁾。

こうした状況において、韓国の真宗大谷派の管理を申し出るものが多く出た。『朝鮮開教五十年誌』では、既に4つの寺院が統監府の認可を受け、その他15の主要な寺院の計19の寺院が真宗大谷派の管理を望んでいたと記載されている¹²⁾。

しかし、真宗大谷派のほかにも1881年（明治14年）には日蓮宗、日清、日露戦争後は

日本仏教各宗派が次々に朝鮮布教を開始しており、教団の信者獲得・寺院獲得競争は激化していた。朝鮮仏教を一元的に管理することを望んだ朝鮮総督府はこのように朝鮮仏教が日本の仏教の各宗派の寺院獲得競争によって分裂していくことをよしとしなかった。こうして、朝鮮では1911年（明治44年）に寺刹令施行することによって、韓半島において日本の仏教の各宗派による動きを抑えて、植民地政策の一環として朝鮮仏教を分裂させずに一元的に管理する政策をとるようになったため、日本仏教の各宗派による朝鮮人布教は急速に衰退していった。

2.2 日蓮宗による朝鮮開教——佐野前勳と「僧侶都城出入禁止」解除

朝鮮開教の先陣を切ったのは、1877年（明治10年）に新政府から朝鮮開教を命じられた真宗大谷派であった。しかし、他宗他派も相次いで朝鮮開教に乗り出した。

日蓮宗は1881年（明治14年）に、渡辺日蓮が釜山に渡来して日宗会堂（立正山妙覺寺）を設立して朝鮮布教を開始した。翌年の1882年には元山に頂妙寺、その後もソウル（漢城）に護国寺・經王寺、仁川に妙覺寺、その他にも鎮南浦に最勝寺、群山に安國寺、咸興に日蓮寺などの日蓮宗の寺刹を開設するなど活発な活動を行っていた¹³⁾。

こうした中、日清戦争に勝利して朝鮮布教の拡大を図るために、1895年3月3日に管長代理として日本仏教日蓮宗本佛寺住職であった佐野前勳が堀日温、渋谷文英を従えて朝鮮にやってきた。釜山に上陸した後、仁川を経てソウルに入り、日本公使館の後援を得て布教活動を始めた。こうした中で、日本公使館の斡旋により、3月19日に、佐野前勳は、法華経、安国論、宗祖略傳、香炉などを宮内府に出頭して献上し、当時、摂政を行っていた宮内府大臣 李載冕（大院君の子）と面談した。のち国王からの答礼使が別造火炉や彩席、虎皮などを持参、日蓮宗の小林管長に贈られた。同年4月22日からは、総理、内務、外務、度支、学務、宮内の諸大臣を次々と歴訪した。こうして、1895年4月22日に、内閣総理大臣 金弘集に「僧侶都城出入禁止」を解除することを上書した。その建議書の内容は朝鮮僧侶たちの都城出入禁止の不当性を指摘した上、この出入禁止に対する解禁を願うものであった。金弘集内閣は翌4月23日には「総理大臣 金弘集 内務大臣 朴泳孝が奏す：“自今僧徒の入城に対する旧禁を弛めるのはどうか？”これを許す」¹⁴⁾として建議書を受け入れ、僧侶の都城出入禁止令を緩和させた¹⁵⁾。

こうして、1503年に燕山君によって僧侶たちにソウル四大門内への都城出入りを禁じた「僧侶都城出入禁止」、また1623年に再度、僧侶都城出入りが厳禁されてから270年、ついに朝鮮の僧侶が都城の出入りが可能となったのであった。これは都城内での宗教活動の自由を得たことと同義であり、仏教教会などを自由に行えるようになったことを意味するものであった。

当時の朝鮮仏教は、朝鮮王朝の廃佛崇儒政策によって瀕死の状態であった。しかし、開国の後、日本人の僧侶は都城に出入ができ、自由に布教活動を行っているにもかかわらず、朝鮮の僧侶には出入が禁止されていることは整合性がとれていないものであった。こういった状況を解決するためにも、この日本の僧侶によって行われた「僧侶都城出入禁止」の解除は朝鮮仏教史上の画期的な事件と言えるものであった¹⁶⁾。

『李朝仏教』には、佐野前勳は朝鮮仏教の生気が失われていて、僧侶からは宗乗・宗旨の信條も失われており、日本仏教の宗旨に改宗して、日蓮宗によって朝鮮仏教界を統一することが必ずしも難しいことではないと考えていた。このため朝鮮僧侶に格別の恩恵を与えることで、朝鮮僧侶を日蓮宗に誘引する契機としてこの「僧侶都城出入禁止」の解除を求めたと記載されている¹⁷⁾。

どのような理由であれ、「僧侶都城出入禁止」を解除がなされたことは、朝鮮仏教界においても突然もたらされた大きな幸運であったことには違いなく、入城解禁に対する朝鮮仏教、僧尼の喜びは大変なものであったことは想像に難くない。4月29日に龍珠寺僧 釈尚順が佐野に次のような謝辞を送っている。

大朝鮮國京畿水原花山權珠寺僧 釋尚順は大日本大尊師閣下に祝いを申し上げます。

私たちの道は、この国では身分が低く、市京に入ることができなかつたのが500年余りにもなりました。いつも悲しんでいました。幸いにも交隣の条約が成し遂げられ、大尊師閣下が広く万里の外にまで慈悲大恩を施し、韓国の僧徒たちを500年以來の卑屈さから立ち上がらせ、今日ようやく王宮を見ることができるようになりました。これは実に朝鮮僧すべてが同じ気持ちで感謝するところです。

入城に際して大尊師閣下に感謝申し上げます¹⁸⁾。

佐野前勳はソウル到着直後の3月19日に陽徳坊注山洞に日蓮宗教務所を開き、渋谷文英を主任として布教拡大活動を始めていた。4月15日には北漢山重興寺を訪れて日蓮宗教義を説いて日蓮宗派内に入ることを約束させ、重興寺の主僧には日蓮宗尊号を贈ることを約束した。同月29日には渋谷が入城解禁を告げに行つて説教をし、毎月一回大衆のために講義をすることを約束、「日蓮宗教会本部」の標札をかかげさせるなど僅かな滞在期間にもかかわらず、着々と布教の足がかりを整えていった¹⁹⁾。

さらに、「僧侶都城出入禁止」が解かれると、これを好機として、城内で大祈祷会を開き、朝鮮國王の聖寿、中興維新の盛業を祝し、これを以つて皇上の政恩に奉報することとした。5月2日から広告紙を城内要所に掲げ、政府高官多数に案内状を出し、5月5日に挙行し、南北漢山僧大將、花溪寺、龍珠寺、金剛山らの僧たち300余名、金允植外務大臣

ら政府高官 20 余名，日本人名士 50 名，一般来会者ら合計 1 万 5,000 名が参加した²⁰⁾。

また李能和は次のように感動を以て記している。

翌年丙申秋七月諸山の僧侶，日本僧と法壇を京城苑洞北一營に共設し無遮法会を数日行ふ。京城の男女争つて来り観る。余も衆中に在つて随喜す。ある者は，大いに怒つて，僧の入城だに憎きに，王宮至近で法会を開くとは何事ぞという。ある者は，大いに喜んで，朝鮮僧侶は数百年間，城外の者とされたり。今日始めて，雲ひらき天を見るを得。これより仏日再び輝くべし，という²¹⁾。

佐野前勳は朝鮮人対象に日韓学校設立を計画して 700 余坪の土地を購入し，朝鮮人学生の日本日蓮宗学校への留学を計画，金允植に学生の選抜を依頼するなどさらに積極的に朝鮮仏教に関与して，いずれは日蓮宗を以って朝鮮仏教を統一しようとする海外宣教構想をもっていた。5 月 11 日には佐野前勳は当初の使命を果たしたとして，日本に帰国することになった。佐野前勳は朝鮮国内にいた僅かな期間で大きな成功を収め帰国したのだが，帰国後，宗内で猛烈な批判を受け，日蓮宗を以って朝鮮仏教を統一しようとする計画は挫折してしまった²²⁾。

2.3 1902 年（光武 6 年）の寺刹令

1895 年に「都城出入禁止令」が解除されたが，保守反動内閣によって 1898 年（光武 2 年）には再び禁止令が出された。しかし，この時期には開化運動は大衆運動へと進展しており，数千から万余の民衆が参加する街頭大集会，万民共同会がつぎつぎと開催され旧慣習の廃止と自由を叫ぶ市民の示威運動が行われている時期であり，この禁止令を守る者はなく有名無実化していた。

こうした状況を受けて，翌 1899 年（光武 3 年）には今度は全国寺刹の国家統制へと政策転換が図られた。これは全国寺社統一の動きとして現れ，東大門外に元興寺を創建して朝鮮仏教の総宗務所を置いて大本山とした。宗務院長である都撰理，京城附近の寺刹監督各 1 名を置き，十三道には中法山の首刹寺を置いて道内寺刹の事務を統轄させた。これは朝鮮以前の制度，もしくは，日本の本山末寺制度に類似した制度であった。さらに 1902 年（光武 6 年）4 月には宮内府所属管理署に全国山林城堡寺刹に関する全ての事務を担当させることとした²³⁾。

そして，1902 年 7 月，36 条からなる寺刹令が発布された²⁴⁾。これは 1899 年に元興寺を創建させて寺刹の統制を図った流れを受けたものであり，これを法文化することで完全に国家管理下に置くことを目的とし²⁵⁾，僧科及び両宗廃止されて以後，全く無統制で放

任されていた国内寺刹及び僧侶を、再度、それ以前の状態に回復して、これを国家行政の管理下に収めて統制を図ろうとしたのであった。

主要な条項として、第 4 条では僧侶の法階が定められ、僧侶が国家から認められた。第 6 条では大法山及び中法山を設置、大本山・国内首寺刹は元興寺とし、道内首寺刹として 16 の寺刹を定め、その他、国内一般寺院の等級を定めて仏教寺院の管理の一元化が図られた。第 8 条以下では寺院の事務を指揮監督する者、道内首寺刹の役員など、寺院の運営に関する規則が詳細に定められた。また、第 13 条では寺刹の新築修理、第 14 条では寺刹と僧侶の財産の区分を明確にして、寺刹の財産は共有物として政府の監督と保護を受け、僧侶はその守護の義務を負うが、その貸与・処分は認めないとした。第 23 条では僧侶の度牒を復行し、合法的に出家する道を開いた。さらに第 29 条では学校の設立を認められ、僧の育成が可能となった²⁶⁾。

朝鮮仏教界も仏教の復権と日本の干渉を受けずに自力で現状を一新する機会を得たものの、この画期的であった 1902 年（光武 6 年）の寺刹令も度牒の売買、僧侶の私闘、寺刹の贈賄、管理署主事の官名の売買など朝鮮王朝（大韓帝国）の政治の腐敗のためにその効果を発揮することができなかった。そして、1904 年（光武 8 年）1 月に管理署は廃止され、社寺関係事務は内部官房に移された。そして、さらに同年 2 月の勅令第 15 号によって社寺に関する事務は内部地方局の主管となり、さらに朝鮮総督府内務部地方局に移され、1919 年（大正 8 年）には学務局宗教課に移管されることになった²⁷⁾。

また、この時に創建された元興寺で、1908 年（隆熙 2 年、明治 41 年）3 月には、各道寺刹代表 52 名が集まり、朝鮮仏教の統一機関とも言うべき圓宗宗務院²⁸⁾を設立し、仏教研究会長の李晦光（前海印寺住職）を大宗正に、金玄庵を総務に選出した。

朝鮮仏教は 1567 年以來、統制機構がなく、朝鮮の寺院は山中でひっそりと寺庵を建て、僧団よりも寺院を維持していた。しかし、この圓宗の設立は長く失われていた宗団の再建という意味をもつものであり、さらに宗正を選定するなど組織的・近代的な仏教の胎動として韓国の近代仏教史において極めて重要な出来事であった²⁹⁾。しかし、宗名が作られ、僧団が復元されたと言っても、組織的・合理的な宗務行政が成立した訳ではなかった。何故なら、圓宗が成立したとは言え、韓国仏教界が自立できるような経済力や政治力はなく、その成立の当初から日本仏教の影響を受け隷属化される状況にあり、自主的な行動が欠けていたからである³⁰⁾。

また、韓国仏教界も近代的で新しい教育機関の設立を模索するようになり、近代的な教育機関として明進学校を設立し、1906 年 2 月にはその中に研究・教育する目的で仏教研究会を創設した。後に明進学校は高等学校としての承認を得て仏教師範学校と改名し、3 年制の師範科と 1 年制の随意科を設け布教伝道の人材を養成する体制を整えた。このよう

に、韓国の仏教界も徐々に近代的なシステムを取り入れるようになったが、この学校設立には日本浄土宗の開教師井上玄眞などが関わっており、やはり、日本の仏教の経済力と政治力から自由ではなかった³¹⁾。

3. 朝鮮仏教「併合」計画と「寺刹令」（1911年）

3.1 曹洞宗による朝鮮開教 武田範之の朝鮮仏教「併合」計画

真宗大谷派、日蓮宗に続いて、日清戦争勝利後の1895年（明治28年）8月、真宗本派（西）本願寺の中山唯然が益山で開教。1897年には、浄土宗の三隅田持門も釜山で開教し、翌年には大僧 正野上海運が京城に開教院を設立、西本願寺も1903年には巖常円が十三道を行脚して拡伝につとめ、1905年に開教総監部の一部を龍山に移した。同年には、真言宗の金武順道が京城に光雲寺を設立、1907年には曹洞宗の鶴田機雲が太田に太田寺を設立した。臨済宗は最も遅れて京城に布教所を置いた³²⁾。

日本の仏教諸宗派は、基本的には在朝日本人への布教が本旨であったが、朝鮮人の日本宗派の仏教僧も輩出するなど朝鮮人への布教にも力を入れ、朝鮮寺刹僧侶との交流も盛んに行われた。

さらに、日本の政府と日本仏教界は朝鮮仏教界の日本視察団派遣を実施し、1907年には朝鮮駐劄軍司令官 長谷川好道が引率して李能和ら30名を三ヶ月間、日本に滞在させて、各官庁・学校・工場・寺刹名所を見学させるなどした。1909年には洪月初、金東宣ら60余名を派遣、以後もたびたび日本へ朝鮮僧侶を派遣した。これは、日本が“近代”を見せつけることによって、朝鮮仏教者の先進国日本に対する関心、日本仏教に対する依存度を高めるための努力であった³³⁾。

1906年の「宗教の宣布に関する規則」の発令、日本視察団派遣といった統監府の懐柔政策、さらには暴徒の蜂起によって荒廃した寺刹が日本の有力寺院の末寺となることで日本の軍隊・憲兵に保護を求めたといった様々な理由から、日本諸宗派に寺院管理を願い出た朝鮮寺刹は多数に上り、真宗大谷派においては、海印寺、梵魚寺、華巖寺、雙磎寺といった朝鮮の大刹まで含まれていたほどであった。

こうした中で、圓宗宗務院顧問となっていた曹洞宗の武田範之は、『圓宗六諦論』に次のように記している。

前年に発布された宗教宣布令の条目の中には、日本僧侶が韓国寺院の管理をするには連名で署名して申請をすれば認可することになっている。これに布教僧を派遣している日本各宗派は争って管理権を獲得しようと朝鮮僧侶の愚昧を利用して、私的な契

約を結んだりした。それは、まるで外交折衷をするようであった。私は当時、京城において心の中で我が日本人僧侶の意志に恥ずかしさを感じた。彼らは朝鮮民族を哀れに思い蘇生させようとしてきたのか、朝鮮寺院を掠奪しようとしたのか³⁴⁾。

武田範之は日本仏教の他宗派に対して、苦境に喘ぐ朝鮮民族を憂慮し、復興を助けようとするどころか、朝鮮寺院を略奪するかのよう先を争って寺院管理権を獲得しようとしていると非難している。しかし、武田範之の他宗派に対するこのような批判は、朝鮮仏教の復興を成す為には朝鮮仏教全体を合併することであるという方向へ向かい、日本曹洞宗との併合活動を展開するという他宗派の寺院管理権の争奪より、ある意味、一層過激な方法へと進んでいくことになる。

武田範之は、李容九、宋秉峻の一進会と提携して、「日韓併合」を舞台裏で内田良平らと推進し、甲午農民戦争のときには日清両国の開戦の契機を作るべく天佑俠を組織して暗躍、さらに閔妃事件に加担して広島獄に投ぜられるなど仏教僧のイメージとは異なる経歴をもつ人物であった。出獄後は顯聖寺住職となって曹洞宗刷新運動などを行い、さらには国家主義的な団体である黒龍会組織にも関与し、伊藤統監の嘱託となった主幹内田良平の招きで渡朝し、李容九らの侍天教の顧問、一進会の相談役となった。そしてさらに、李容九の推薦で圓宗宗務院の顧問となり、また龍山の瑞龍禪寺を建立し、曹洞宗朝鮮布教管理者に任ぜられるといった人物であった³⁵⁾。

当時の韓国での宗教活動は、1906年の「宗教の宣布に関する規則」によって統監府から布教活動の許可を受けなければならなくなっていた。さらに、1907年7月に統監府は宗教活動そのものを統制するために「保安法」を制定し、公布施行した。この法律は韓国人だけにその効力がある法律であった。統監府は教団を一般社会結社として扱っていたので、この保安法は宗教団体にも適用され、日本による植民地支配の中で日本が望む秩序の安定とその方向性のため、一般結社のような宗教の活動は制限・禁止され、治安維持の名目で警察の手によって管理されることになっていた。このように宗教活動は保証されていたものの、日本国内と同様に政府の厳重な管理統制下で行わざるをえない状況であった³⁶⁾。

さらに、1910年8月の日韓併合がなされると、将来の存立の地盤を確保するために圓宗宗務院の大宗正の李晦光は、連合すべき日本の仏教の宗派及びその方法・条件などについて各種の協議を圓宗宗務院にて行った。李晦光は圓宗の顧問であった武田範之の意見を採用して曹洞宗と連合することを決定し、1910年9月には李晦光は圓宗宗務院を代表する宗正の資格で72の寺刹の委任状を携えて日本に渡り曹洞宗管長である石川素童と交渉した。しかし、石川素童は、「貴仏教は未だ我が洞宗と連合する程度に達せず。今若し強

いて連合せば社会の非難を免れない。されば、一定年限間朝鮮仏教を本宗の附属たらしんとするならば則即座にい允諾すべし」と述べ、朝鮮仏教を連合でなく附属宗として取り扱おうとした。李晦光は連合の委任は受けても附属の委任は受けずと拒んだため、曹洞宗主務省はこれに同意し、10月6日に連合条約七条を締結した。しかし、その内容は明かに圓宗の曹洞宗への従属化であり、曹洞宗の圓宗の併合に他ならないものであった³⁷⁾。連合条約七条は次のようなものであった。

- 一、朝鮮全體ノ圓宗寺院衆ハ曹洞宗ト完全且永久ニ聯合同盟シテ佛教ヲ擴張ス。
- 一、曹洞宗々務院ハ朝鮮圓宗々務院設立認可ヲ擔任ス。
- 一、朝鮮圓宗々務院ハ曹洞宗ノ布教ニ對シテ相當ナル便利ヲ與フ。
- 一、朝鮮圓宗々務院ハ曹洞宗々務院ヨリ顧問ヲ招聘ス。
- 一、朝鮮圓宗々務院ハ曹洞宗々務院ヨリ布教師若干員ヲ招聘シテ各首寺ニ配置シ、一般布教及青年僧侶ノ教育ヲ囑託シ、又ハ曹洞宗務院ガ必要ニ由リテ布教師ヲ派遣スルトキハ朝鮮圓宗々務院ハ曹洞宗務院ノ指定スル地ノ首寺又ハ寺院ニ宿舍ヲ定メ一般布教及青年僧侶教育ニ従事セシム。
- 一、本締盟ハ雙方ノ意見合セザル時ハ廢止變更或ハ改正ス。
- 一、右契約ハ圓宗々務院認可ノ日ヨリ實行ス³⁸⁾。

このように、朝鮮全土の寺院は曹洞宗と完全かつ永久に連合同盟して仏教を拡張するとして、曹洞宗が圓宗の設立認可を担当するとした。具体的には、曹洞宗からのみ顧問を受け入れることで、曹洞宗の独占的な地位を認める、一般布教及び青年僧の教育は曹洞宗の指示に従って行うことを認めるなどの条件が提示された。この連合条約七条は、李晦光が固辞したことにより隷属ではなく連合という形式をとったものの、連合条約七条の条文を見る限り実質的には従属化と言えるものであった。

実際、李晦光は帰国して、連合条約七条の全文は示さず、ただ曹洞宗との対等連合成立のみを報告し大寺利から賛成の捺印を得た。このように連合条約七条の全文は示さなかったことは、李晦光が連合条約七条は圓宗にとって非常に不利なものであったことを認識していたと思われる³⁹⁾。

しかし、宗務院書記より七条全文が通度寺に洩れると、臨濟を法統とする朝鮮禪宗を含む全仏教を日本曹洞宗に売るものとして、若手の改革僧として知られるようになる ハン・ヨンウン 韓龍雲・パク・ハニョン 朴漢永らからの猛反発が起こった。彼らは全羅・慶尚両道寺利を団結させて臨濟宗を標榜し、臨時管長に韓龍雲を選び、圓宗に対し激しい反対運動を展開した。日本曹洞宗は若生国榮を総督府に派遣して、圓宗宗務院設立認可申請書を提出した。しかし総督

府は許可も却下もせず留保し続けた。それは、総督府が、①日本曹洞宗のみによる連合を許可すれば、他宗とくに有力な真宗・浄土宗などの反発、日本国内での批判は避けられなくなることを憂慮した。②統一教団に組織されて統治しやすい朝鮮仏教を分裂複雑化させることを望まなかった。③義兵などの抵抗運動が起きていた状況で、青年中堅僧らの反対が激化して、民族的抵抗運動と連結転化することをもさらに恐れたこと。④曹洞宗と圓宗の連合を強力に推進し、政治的にも発言力の強い武田範之が病氣帰国中で活動不能であったことなどが、静観していた理由だと考えられている⁴⁰⁾。

武田範之は病床で、『圓宗六諦論』を書き、曹洞宗と圓宗との連合の利点を主張し、宋秉峻や曹洞宗首脳にも広くこの書を配布して朝鮮僧侶に連合への気運を促進することを依頼した。しかし、朝鮮総督府は、朝鮮寺院が日本の各宗派に分割されるのをよしとせず、またある一宗に独占されることも望んではいなかった。

3.2 朝鮮総督府制令第七号「寺刹令」(1911年)

曹洞宗と圓宗の連合の話し合いの内容が明らかになると、ハン・ヨンウン 韓龍雲・パク・ハニョン 朴漢永らは曹洞宗との連合は朝鮮仏教の法統である臨済宗の伝統をないがしろにするものであるとして、圓宗宗務院に反発し、臨済宗の宗名を立てて激しく対立していた。また曹洞宗以外の日本の他宗派との関係も憂慮した朝鮮総督府はこの混乱に終止符を打つべく、ついに、1911年6月3日に制令第七号「寺刹令」⁴¹⁾を発令し、続いて同年7月8日に朝鮮総督府令第84号「寺刹令実施規則」を発令し、寺刹令、寺刹令実施規則の両法令を9月1日より施行することで、日本の全ての仏教宗派が朝鮮仏教教団に干渉することを実質、不可能にして、朝鮮仏教を一元的に管理する政策をとるに至った。

これによって、曹洞宗と圓宗の連合、曹洞宗による圓宗の支配、さらに朝鮮仏教内部での路線対立の動きも抑えられ、これまでの日本仏教との本末寺関係も一切排除されることとなった。こうして、寺刹令によって朝鮮国内での日本仏教各宗派の布教活動に大きく制限が加えられると、日本仏教各宗派による朝鮮布教への情熱も急速に冷めていくことになった⁴²⁾。

寺刹令は7条からなり、寺刹の併合、移転、廃止、名称変更及び寺刹所属の一切の財産処分は総督の許可を必要とすることが規定され(第1条)、寺刹は地方長官の許可無く伝法、布教、法要執行、僧尼止住以外の目的に使用することを禁止された(第2条)。また、寺刹には本末寺を区分し、各本寺は寺法を制定して総督の認可を受けるとされ(第3条)、寺刹には住持を置き、寺刹所属の一切の財産の管理、寺務法要執行の責任者となり寺刹を代表すると規定された(第4条)。寺刹は土地、森林、建築物、仏像、石物、古文書、古書画、その他の貴重品は朝鮮総督の許可を受けなければ処分できないとし(第5条)、前

条の規定に違反した場合は、二年以下の懲役、または罰金刑を科すとされた（第6条）。そして、この省令で定めるところにより、その他の寺刹について必要な事項は朝鮮総督が定めるとした（第7条）⁴³⁾。

寺刹令実施規則は、全国の寺刹に三十本山（1924年に華嚴寺を加えて三十一本山となる）を規定し、全国1300余の寺刹を三十本山と本末寺関係をとるように30に区分し、総督は三十本山住持を直接操縦して7,000名の比丘僧（比丘戒を守る独身の僧）を有する朝鮮仏教を完全にその統制下に置くことにした⁴⁴⁾。

また、寺刹令の第3条の本末寺を区分、及び寺法を制定するため、1912年初めに三十本山住持会議が招集されて寺法の均一化が議論された。ここでは総督府学務局宗教課主任の渡辺彰が日本僧政を参考にしてこれを植民統治に適合させた草案を基礎として、7月、李晦光が住持を務める海印寺において最初の寺法が承認された。この寺法は全文13章100条からなり、第1章総則、第2章寺格、第3章住持、第4章職司、第5章會計、第6章財産、第7章法式、第8章僧規、第9章布教、第10章褒賞、第11章懲戒、第12章攝衆、第13章雑則によって構成されていた⁴⁵⁾。他の寺もこれに追随した。このため各本山の寺法はそれぞれ別個の形式をとるが、条文・内容ともにほぼ同一のものとなった。

このように寺刹令を施行し、朝鮮寺院の直接統治に乗り出した朝鮮総督府は、住持ら有力者に対して日本視察や天皇陛下拝謁、総督による新年や祝日宴会の招待などの優遇政策をとった。朝鮮時代の仏教弾圧により寺院・教団組織の破壊、賤民の水準まで落とされ迫害蔑視された僧侶の社会的地位など約500年もの不遇な時代を経て来た朝鮮仏教界の大部分は布教活動の自由、社会的地位の上昇がもたらされた朝鮮総督府の一連の政策を非常に好意的に受け取る者が多かった。このように朝鮮総督府の宗教政策は總督を頂点とする中央集権的な統制下に朝鮮仏教を置きながらも、その一方で、仏教の地位を向上させ優遇を図る“飴と鞭の政策”で朝鮮仏教を懐柔したのであった⁴⁶⁾。

4. 朝鮮における宗教政策と朝鮮仏教内部における対立構造の誕生

朝鮮の開国から、すぐに日本仏教の流入は始まり、各宗派による朝鮮仏教の寺院の割譲競争が起こると、曹洞宗は朝鮮仏教の宗務機関である圓宗宗務院に影響力を行使して、朝鮮仏教全体を曹洞宗の下に連合という名で併合しようとした。しかし、朝鮮総督府は寺刹令に代表される一連の宗教令によって日本仏教の各宗派による朝鮮仏教の分割の動きを封じて、朝鮮仏教を一元的な管理の下に置く政策をとった。

これらの宗教政策によって、朝鮮に近代的な宗教体制が整備されたこと、また、朝鮮時

代に失われてしまった組織や社会的な地位など様々なものを取り戻したこと、朝鮮仏教が朝鮮国内における一大宗教として「再生」されたことは間違いのない事実である。しかし、多くの僧侶たちが、社会的な身分の安定、寺刹の財産の保護などに満足を示す一方で、寺刹令に反対し教団の革新を求める動きも顕在化してきた。多くは末寺に編入された寺刹の僧侶らの不満から出たものであったが、朝鮮仏教の伝統を守護しようとする鏡虚大師、申慧月、宋満空や、朝鮮人の伝統意識、文化伝統を護ろうとする仏教学者の権相老、金映遂、李能和らや、より積極的に寺刹内部革新、寺刹令廃止、植民地政治への抵抗運動を指導していくことになる韓龍雲・朴漢永、白龍城らの注目すべき動きもあった⁴⁷⁾。

その中でも最も注目しなければならないのは、1919年の三一独立宣言の署名人ともなった韓龍雲である。韓龍雲は1910年の4月と9月には中樞院の議長であった金允植と統監府の統監であった寺内正毅に対して、僧侶の結婚を認めるように求め献議書と建白書を提出するなど仏教の発展と布教、仏教の近代化のためにも僧侶の結婚を認めるべきであると積極的に妻帯を支持する主張を行っていた⁴⁸⁾。韓龍雲は1920年代になると政教分離・寺刹令廃止を目指す朝鮮仏教青年会を組織して、朝鮮総督府に建議書を提出、翌年には朝鮮仏教維新会を組織し本山住持に対してだけでなく、直接、朝鮮総督府に対しても政教分離・寺刹自治の請願運動を展開した。既に既得権をもっている住持たちはこうした運動に反対したが、朝鮮総督府はすぐには特別の動きを見せることはなかった。この頃には、朝鮮開教当初に日本への留学を経た妻帯に拒否感の少ない青年僧侶を中心に多くの僧侶が妻帯する、いわゆる帯妻僧の増加が顕著となり、これまで寺刹令などの法令にも守られ住持を独占していた比丘戒を守る比丘僧ら保守的な勢力との間で人事面などでの葛藤がより明確なものとなっていた⁴⁹⁾。寺刹令に基づいて制定した多くの寺法の本末寺住持被選挙者の資格の規定⁵⁰⁾には、本寺、末寺の住持はそれぞれ満40歳、満25歳以上の比丘戒を守る比丘僧に与えられていたが、老・壮・青・少を問わず、比丘戒を厳守する僧侶が急減、帯妻僧がさらに増加してくると、本山住持の職にある者でさえ蓄妻してこれを隠すものが少なくない状況に至り、本末寺住持の規定も権威なきものとなっていた。朝鮮総督府もこうした状況に至り、時勢に合わないものとして、1926年には住持資格に比丘戒の厳守を規定する条項の削除を許可すべき旨の指示を出し、1929年までには約8割の寺刹は寺法の改正を申請してこの条項を削除した⁵¹⁾。

さらに、こうした保守派と改革派、朝鮮仏教界と日本の当局との対立構造は、1930年の韓龍雲を党首とする民族闘争秘密結社の卍党の結成や1938年の三十一本山とは別に寺刹令前の朝鮮禅教兩宗の結束を謳って方漢巖を初代住持とした「朝鮮仏教総師寺刹 曹溪宗総本山太古寺」創立の動きなどにつながり、寺刹令以降の新しい秩序に対する反対運動

は続いていくことになる。朝鮮総督府はこうした朝鮮仏教界の対立をコントロールしながら、太古寺の創設は認可したものの、それを総本山とすることは認めなかった⁵²⁾。しかし、1941年に朝鮮の寺刹及び僧侶を統合する朝鮮仏教曹溪宗総本司太古司法が認可されて朝鮮仏教曹溪宗が発足し、ついに、朝鮮総督府の管理統制内ではあるが、朝鮮仏教曹溪宗総本山制度が成立した⁵³⁾。しかし、これらの新たな制度によって成立した団体、制度も日本の時勢を反映した皇民化政策による皇道仏教の表出であり、仏教界全体を親日化する目的で行われたものであった。

一方、朝鮮における仏教以外の宗教の取り扱いはどうであったかという点、日本内地の状況と同様に仏教・神道・基督教以外の宗教は類似宗教として公認の宗教として認められず、宗教類似団体の結社として、1907年の保安法、1910年の警務総監部令「集会取締ニ関スル件」によって嚴重に取り締まれた。儒教は宗教ではなく学事として取り扱われ、寺刹令と同じ6月15日の府令第七三号「経学院規定」などによって、儒教関連施設は総督の管理統制下に置かれることとなっていた⁵⁴⁾。さらに、1915年8月には「布教規則」（朝鮮総督府令第83号）が公布、同年10月から施行された⁵⁵⁾。第1条には「宗教と称するものは神道、仏道及基督教を言う」とあり、内地ではまだ基督教を対象とした取り締まりの法令が存在していなかった中で、明治以降で「基督教」が銘記された初めての法令となった⁵⁶⁾。また、宗教とは神道・仏教・基督教と規定しつつも、それ以外の類似宗教、宗教類似団体と呼ばれていた団体も本令の適応を受けようとした（第15条）。この法令は日本人以外の外国人（欧米からの基督教の宣教団など）・朝鮮人にも適用された（第6、13条）。また、それまで適用されてきた「宗教の宣布に関する規則」では行政側に管理者の認可権は存在したが、その管理者の解任権は存在しなかった。しかし、本令では各教団の朝鮮在住の布教管理者を選定させ、その解任権を掌握した（第3、4、5、6、7条）。また、1919年には類似宗教を規制するための「宗教局通牒」など多くの法令が出された。こうして、「寺刹令」、「布教規則」、その他の関連法令によってあらゆる宗教を制度化し、その長の任免を承認、あるいは認可することで朝鮮総督は宗教団体の人事権を掌握し、効率的な管理を行おうとしたのであった。

このような「布教規則」がもつ全宗教の一括統制という特徴を備えた法規は、それ以前の内地法令にもまた外地法令にもなかった。つまり「布教規則」は、内容的には内地で制定された諸宗教関係法規と矛盾しないものであったが、細かい規定をする代わりに裁量権を総督に与えたものであった。このようにこの当時の宗教政策の目的は、朝鮮仏教を無力化する一方で日本の公認宗教に布教の便宜を図り、徐々に「皇民化」を達成するところにあった。つまり、内地の公認宗教をゆるやかに浸透させて内地と朝鮮の同一化を図ろうとする「内地延長主義」的な政策を実行した⁵⁷⁾。

しかし「布教規則」による統制にもかかわらず、1919年には、宗教者を中心に3.1運動が起こった。これを受けて、総督府はそれまでの「武断政治」の方針を「文化政治」へとその統治方針を変化させた。宗教政策もこれに合わせて変更され、1919年に学務局に「宗教課」を設立し、宗教行政に関する事務を担当させることにした。しかし、「文化政治」と言っても、総督府は、「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（制令第七号）などを定めて宗教家が多数を占めていた独立運動に関係する者を次々に検挙するなどさらに厳しい統制も行った⁵⁸⁾。また、1920年には、「布教規則」を改正して宗教団体に対する管理統制を強化した。当局は「許可主義」から「届出主義」への変更を、あたかも規制が緩和されたかのように宣伝したが、実際は、大日本帝国憲法の第28条の「信教の自由」と同様に、「安寧秩序を妨げる恐れがある」と見なされたときは、いつでも制限を加えることができるような条項（第12条）を追加するなど管理統制を強化したものであった。

ここで興味深いのは、内地にはこの追加された条文と同じ内容をもつ宗教関連の法令がなかったことである。このことは総督府の宗教政策が、それまでの「内地延長主義」を離れて独自の方向に進み始めたことを意味する⁵⁹⁾。さらに言えば、朝鮮で施行された「布教規則」の改正が1920年であったのに対し、内地の宗教団体の統轄の一元化がなされた「宗教団体法」の制定が1939年であったことは、朝鮮での宗教政策が後に内地の政策に影響を及ぼしたとも言える。事実、改正された「布教規則」と「宗教団体法」には多くの類似点が存在し、特に①教派神道・仏教・基督教・類似宗教（宗教結社）の一括統制を目的とする点、②管長・布教統理者（宗教団体法）、布教管理者（布教規則）の就任については主務大臣・総督の認可制とし、その解任も可能であった点、③宗教活動が「安寧秩序」を妨げるときには、活動や建物の使用を禁止できた点、④宗教団体内部の状況について報告義務を負わせた点などは「布教規則」と「宗教団体法」だけに見られる類似点であった⁶⁰⁾。つまり、「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（1919年）によって独立運動家たちを弾圧する一方で、宗教を「保護」という名目の「布教規則」の改正（1920年）によって秩序維持を強力に推進したのと同じ方法が、「治安維持法」（1925年）で左翼運動や類似宗教を弾圧しながら、一方で「宗教団体法」（1939年）によって管理統制をはかった内地の政策に影響を及ぼした、あるいは朝鮮での宗教政策が内地の政策の原型となったと考えられるのである。

このように、内地において戦時体制が強化されると、皇民化政策がとられた植民地統治の政策が内地に援用されていったのであった。しかし、これは同時に、“植民地”、朝鮮は内地に先行して厳しい管理統制を受けていたということの意味しているのである。つまり、“植民地”、朝鮮における宗教政策は、近代化・皇民化という名の下に、実際は、内地以上の管理統制を受けていたという事実、そして、効率のよい統治方法の壮大な実験場と

なっていたという事実を指摘しておかなければならないであろう。

5. おわりに——朝鮮仏教の近代化と宗教政策のもたらしたもの

朝鮮の開国による日本仏教の流入は、朝鮮仏教の近代化を否応なしに進めることとなった。朝鮮仏教の近代化は比丘戒の順守やその改革といった思想、伝統的側面から寺法、寺院管理、僧侶の教育、布教活動といった統治、行政、管理的側面に至るまでのあらゆる面で展開された。しかし、朝鮮仏教は近代化の前段階で仏教の伝統の基盤を大きく毀損されており、自ら仏教の近代化を図るだけの人材、資金といったリソースを保有しておらず、さらに十分な時間もないまま、日本仏教各派のそれぞれの思惑の中で翻弄されることとなった。最終的には、朝鮮総督府の寺刹令に代表される一連の宗教令によって朝鮮仏教の命脈を保つことはできたが、朝鮮総督府の一元的な管理統制下に置かれることになり、朝鮮仏教の自立的な近代化の可能性は潰れてしまった。また、同様に、朝鮮内の儒教をはじめとするその他の宗教的な組織も類似宗教として宗教とは認められぬまま日本の管理統制下に置かれることになったため、健全な発展を阻害されることとなった。

また、朝鮮仏教の教団内においては、朝鮮総督府によって既得権を与えられていた本末寺住持とこれに改革を迫る改革派との間での対立が、朝鮮仏教の伝統の比丘戒を守る比丘僧と日本仏教の近代化の流れを受け入れて妻帯する帯妻僧との対立として顕在化することになった。さらに1945年の日本の敗戦によって日本の支配から解放されると今度は、日本統治下において日本に協力的であった「親日」僧とそれに対立していた「抗日」僧といった対立構造が加わり、朝鮮仏教教団内部での対立構造は解放後に、むしろ、文化的な正統性の問題、政治的、経済的、法律的、社会的な葛藤としてより先鋭化して仏教浄化運動などとして現われ、対立は時に両者の間に物理的な衝突が起こるほど激化してしまった。

このように日本が朝鮮で行った宗教政策は、朝鮮仏教界の内部に対立構造を生み、また、寺刹令、及び関連法令といった統治下において施行された法令は宗教に関する法制度に様々な問題を引き起こした。これらは日本統治時代のみならず、日本からの解放後に韓国を統治したアメリカ軍政時代、その後、独立した大韓民国においても形を変えながらも、法的な内容はそのまま温存され、その他の宗教とは異なり、仏教は仏教関連の法律によって別途管理される状況が続くなど、現代の韓国の宗教状況に負の影響を及ぼす淵源となったのである。

注

- 1) 1876 年日朝修好条約以降, 朝鮮王朝から日本に派遣された開化派知識人の一部で, 基督教宣教師と接触をもつものが現れた. 申昌浩 2002a 「韓国的民族主義の成立と宗教—東学・親日仏教・改新教(プロテスタント)の分析を通じて—」京都: 国際日本文化センター p. 118 を参照.
- 2) 韓哲曦 1988 『日本の朝鮮支配と宗教政策』東京: 未来社 pp. 13-15 を参照.
- 3) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 『朝鮮開教五十年誌』京城: 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 pp. 18-19.
- 4) 韓哲曦 1988 : p. 14 を参照.
- 5) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 : pp. 22-24, 韓哲曦 1988 : p. 14 を参照.
- 6) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 : p. 25.
- 7) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 : p. 25, p. 152, 韓哲曦 1988 : p. 27 を参照.
- 8) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 : pp. 148-152 を参照. 補習教育は, 女学科・英語科・朝鮮語科が設置された. 但し, 直接, 教育事業を運営していた時期は短く, 小学校は政府への移管, またその他の教育事業も本山の財政難のために中止となったりした. 日語学校も財政難から馬山領事館に譲渡した.
- 9) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 : pp. 161-170 を参照.
- 10) 韓哲曦 1988 : p. 51 を参照.
- 11) 高橋亨 1973 『李朝仏教』東京: 国書刊行会 pp. 912-913, 申昌浩 2002a : p. 79, 申昌浩 2002b 「再生宗教としての朝鮮仏教と親日」『日本研究』第 25 集 京都: 国際日本文化センター p. 199 を参照.
- 12) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 : pp. 195-196 を参照. 統監府の認可を受けたのは, 北金山郡直指寺, 平北博川郡深源寺, 江原鐵原郡四神庵, 京畿果川郡戀主庵の 4 つの寺院であり, 管理を望む寺院は, 平南安州郡大佛寺, 平南安州郡法興寺, 平北寧邊郡普賢寺, 忠北永同郡寧國寺, 全北高山郡花岩寺, 慶南陝川郡海印寺, 東小門外華溪寺, 慶南普州郡大源寺, 全北龍潭郡天皇寺, 江原淮陽郡長安寺, 全北全州郡鶴井寺, 東小門外奉國寺, 慶南東華郡梵魚寺, 全南求禮郡華嚴寺, 慶南東郡雙磎寺の 15 の寺院であったと記載されている.
- 13) 韓哲曦 1988 : p. 54, 申昌浩 2002a : p. 79, 金敬執 : pp. 126-127 を参照.
- 14) 국사편찬위원회 2024 『高宗実録』〈http://sillok.history.go.kr/id/kza_13203029_002〉(Accessed 4 February 2024) 『高宗実録』32 年(1895 年)3 月 29 日(陽曆 4 月 23 日).
- 15) 高橋亨 1973 : pp. 890-892, 韓哲曦 1988 : pp. 54-55, 申昌浩 2002a : p. 76 を参照.
- 16) 韓哲曦は「佐野の周到な高官, 大院君への根回しに加えて, 親日派の金弘集内閣であったし, 内務大臣ニ朴泳孝は既述の如く李東仁を信任し, 自らも本願寺の仏弟子を願ったこともある位の人物であり, 外務大臣金允植も儒学者ながら仏教に理解が深かった. それに解禁の議はすでに前年閣議に上り, 決定寸前で, 大院君の干渉で不成立になったいきさつもあったわけで, 機は熟していたのであった. しかしその機をとらえ敏速に根回しし, 公使館を背景にして断行した佐野の功績は, やはり大きいといわなければならない」と佐野の功績を評価している. 韓哲曦 1988 : pp. 57-58. これとは反対に, 金敬執は「解禁は日本僧侶の電撃的な活動でなくとも解決することができた懸案問題だった」とし, それは「爲政者たちは西学の宣教活動を牽制できる方案として, これまで抑圧していた仏教を多少緩和して西学に対する牽制政策としようとした」ものであり, このような雰囲気は雑役免除などにも現れており, 解禁はいずれはなされるものであったとしている. 金敬執 1998 : pp. 113-124 を参照.

- 17) 高橋亨 1973 : p. 899, 韓哲曦 1988 : p. 55 を参照.
- 18) 高橋亨 1973 : p. 898, 李能和 2002『朝鮮佛教通史』서울 : 민속원
「大朝鮮國京畿水原花山權珠寺僧釋尙順謹拜賀于 / 大日本大尊師閣下. 吾道在本國至賤至卑不入市京今爲五百餘年. 恒所齊鬱. 何幸交隣成章, 大尊師閣下濡此萬里之外普施慈悲大恩, 使本國僧徒快伸五百年來菟屈. 始時今日獲睹王京. 此實一邦僧徒所共感賀. 今於入域敢曝淺誠拜于 / 大尊師閣下.」
- 19) 高橋亨 1973 : p. 899, 韓哲曦 1988 : p. 56 を参照.
- 20) 高橋亨 1973 : p. 901 を参照.
- 21) 高橋亨 1973 : p. 898, 李能和 2002『朝鮮佛教通史』서울 : 민속원
- 22) 高橋亨 1973 : p. 893, pp. 901-902 を参照. この批判は朝鮮での活動の内容に対するものではなく、宗内改革派であった佐野に対する本山の守旧派の権力対立が引き起こしたものと考えられている.
- 23) 高橋亨 1973 : pp. 866-867 を参照.
- 24) 禹貞相 金煥泰 1976『韓國佛教史—附錄・年表』서울 : 進修堂 pp. 166-172 を参照.
- 25) 高橋亨 1973 : p. 867 を参照.
- 26) 高橋亨 1973 : pp. 867-878, 金敬執 1998 : pp. 215-225, 禹貞相 金煥泰 1976 : pp. 166-172 を参照.
- 27) 高橋亨 1973 : pp. 879-880 を参照.
- 28) 高橋亨 1973 : pp. 920-921, 金敬執 1998 : pp. 246-251 を参照. 圓宗とは、李能和によると圓融無碍の意から、李晦光によると禪や教の片側に偏らず、參禪・看經・念佛から密教にまで圓修する禪教二宗の意から付けられたと説明されている.
- 29) 申昌浩 2002a : p. 76 を参照.
- 30) 申昌浩 2002a : p. 77, 金敬執 1998 : p. 251 を参照.
- 31) 申昌浩 2002a : p. 77, 金敬執 1998 : pp. 252-256 を参照. 明進学校は現在の東国大学校.
- 32) 韓哲曦 1988 : p. 59 を参照.
- 33) 韓哲曦 1988 : p. 62 を参照.
- 34) 高橋亨 1973 : pp. 919-920. 「往歲統監府之初發宗教宣布令也. 條目中有云. 日本僧管理韓寺則連署上請常受府允. 於是乎日本各宗派遣布教僧者. 皆爭欲獲得其管理權. 或至乘其愚昧竊結私約. 其狀如擄狙折衝然. 當時論主在京城. 心私鄙我日僧之志歎曰. 我布教僧爲憐朝鮮民族而來蘇乎. 抑爲攘奪朝鮮伽藍而來觀乎.」
- 35) 高橋亨 1973 : pp. 930-941, 韓哲曦 1988 : p. 64 を参照.
- 36) 申昌浩 2002a : p. 81 を参照.
- 37) 高橋亨 1973 : pp. 922-923 を参照.
- 38) 高橋亨 1973 : pp. 923-924, 金敬執 1998 : pp. 259-260, 禹貞相 金煥泰 1976 : pp. 173-174 を参照.
- 39) 高橋亨 1973 : pp. 924-925 を参照.
- 40) 高橋亨 1973 : p. 925, 韓哲曦 1988 : p. 65 を参照.
- 41) 朝鮮總督府學務局社會教育課 1939『朝鮮に於ける宗教及享祀要覽』京城 : 朝鮮總督府 pp. 109-116, 韓哲曦 1988 : pp. 77-81, 禹貞相 金煥泰 : pp. 175-177 を参照.
- 42) 高橋亨 1973 : pp. 925-930, 韓哲曦 1988 : p. 66 を参照.
- 43) 朝鮮總督府學務局社會教育課 1939『朝鮮に於ける宗教及享祀要覽』京城 : 朝鮮總督府 pp. 109-116, 韓哲曦 1988 : pp. 77-81 を参照. 總則では、法脈が西山大師または浮休大師に始ま

り、禪教兩宗を兼用して仏法本旨の実現を期すると規定、住持は本山に僧籍を有する者及び首班寺住持の投票によると定められた。法式は四方拝、紀元節、天長節、新嘗祭を祝釐法式日、元始祭、春季・秋季皇霊祭、神武・孝明（後の明治）天皇祭、神管祭を報恩法式日とし、仏陀の涅槃・誕生・成道日を報本法式日、歴代祖師の忌日を尊祖法式日、總制・解制会式を安居法式日と定められた。また「天皇陛下聖寿万歳ノ尊牌」を本尊前に奉安して、毎日祝讃することが規定された。

- 44) 朝鮮總督府學務局社會教育課 1939 : pp. 109-116, 韓哲曦 1988 : pp. 77-81 を参照.
- 45) 韓哲曦 1988 : p. 68, 禹貞相 金煥泰 : pp. 177-189 を参照.
- 46) 韓哲曦 1988 : p. 68, 申昌浩 2002a : p. 82 を参照.
- 47) 韓哲曦 1988 : pp. 69-70 を参照.
- 48) 金光植 1998 『韓國近代佛教의 現實認識』 서울 : 民族社 pp. 178-179, 마성 2008 「백용성의 승단정화 이념과 활동」 김광식 지음 『범어사와 불교정화운동』 부산 : 영광도서 p. 543 を参照. 僧侶の妻帯に関しては韓龍雲の著書『朝鮮佛教維新論』（1910年脱稿, 1913年発表）にも「仏教の将来と僧尼の結婚問題」と一章をあて、その意義を記述している.
- 49) 金光植 1998 : pp. 179-180 を参照.
- 50) 高橋亨 1973 : p. 951, 禹貞相 金煥泰 : pp. 175-177 を参照.
- 51) 高橋亨 1973 : p. 953 を参照. 1945年の解放までには帯妻僧は僧侶全体の8割を超える程までに達していた.
- 52) 韓哲曦 1988 : p. 70 を参照.
- 53) 동국대학교 석림동문회 기획 편찬 1997 『한국불교현대사』 서울 : 시공사 p. 17 を参照.
- 54) 韓哲曦 1988 : p. 71 を参照. 儒教の最高学府の成均館は廢して經學院とし、經學研究中心の機關となった. 郷校・書院・書堂は、「各道長官への訓示」によって總督の管理統制下に置かれることとなった.
- 55) 朝鮮總督府學務局社會教育課 1939 『朝鮮に於ける宗教及享祀要覽』 京城 : 朝鮮總督府 pp. 128-132 を参照.
- 56) 平山洋 1992 「朝鮮總督府の宗教政策」 源了円 玉懸博之共編 『国家と宗教 : 日本思想史論集』 京都 : 思文閣出版 pp. 494-495, 川瀬貴也 2002 「植民地朝鮮における日本仏教と宗教政策—浄土真宗を中心に」 『國學院大學日本文化研究所紀要』 第 89 輯 東京 : 國學院大學日本文化研究所 pp. 51-85 を参照.
- 57) 平山洋 1992 : pp. 495-497 参照.
- 58) 平山洋 1992 : p. 498 参照.
- 59) 平山洋 1992 : pp. 500-501 参照.
- 60) 平山洋 1992 : p. 506 参照.

参考文献

〈日本語書籍〉

- 大谷派本願寺朝鮮開教監督部 1927 『朝鮮開教五十年誌』 京城 : 大谷派本願寺朝鮮開教監督部
 韓哲曦 1988 『日本の朝鮮支配と宗教政策』 東京 : 未來社
 申昌浩 2002a 「韓國的民族主義の成立と宗教—東学・親日仏教・改新教（プロテスタント）の分析を通じて—」 京都 : 國際日本文化センター
 高橋亨 1973 『李朝仏教』 東京 : 国書刊行会
 朝鮮總督府學務局社會教育課 1939 『朝鮮に於ける宗教及享祀要覽』 京城 : 朝鮮總督府

〈日本語論文〉

川瀬貴也 2002 「植民地朝鮮における日本仏教と宗教政策—浄土真宗を中心に」『國學院大学日本文化研究所紀要』第 89 輯 東京：國學院大學日本文化研究所 pp. 51-85

申昌浩 2002b 「再生宗教としての朝鮮仏教と親日」『日本研究』第 25 集 京都：国際日本文化センター pp. 189-221

平山洋 1992 「朝鮮総督府の宗教政策」源了円 玉懸博之共編『国家と宗教：日本思想史論集』京都：思文閣出版 pp. 491-512

〈韓国語書籍（ㄱㄴㅇㄷㄹ順）〉

金光植 1998 『韓國近代佛敎의 現實認識』서울：民族社

金敬執 1998 『韓國近代佛敎史』서울：경서원

동국대학교 석림동문회 기획 편찬 1997 『한국불교현대사』서울：시공사

禹貞相 金煥泰 1976 『韓國佛敎史—附錄·年表』서울：進修堂

李能和 2002 『朝鮮佛敎通史』서울：민속원

〈韓国語論文（ㄱㄴㅇㄷㄹ順）〉

마성 2008 「백용성의 승단정화 이념과 활동」김광식 지음『범어사와 불교정화운동』부산：영광도서 pp. 540-563

〈その他〉

국사편찬위원회 2024 『高宗實錄』〈http://sillok.history.go.kr/id/kza_13203029_002〉(4 February 2024)

